

避難所運営委員会の業務

- 1 定例会議の開催 2
- 2 運営体制の見直し 3

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

避難所運営委員会の業務 1	実施 時期	展開期～
定例会議の開催		
<p>□ 避難所内の状況を把握し、相互の意見交換を行いながら、避難所の運営に必要なことを決めるため、毎日、定例会議を開催する。 (毎朝 1 回、可能であれば夜にも 1 回)</p> <p>□ 会議の結果から、各運営班からの要望や連絡事項など、市災害対策本部への報告する内容をまとめる。</p> <p>□ 避難所での多様な要望やニーズを拾いあげやすいよう、年齢・性別にかかわらず構成員が平等に意見を出しやすい会議になるよう配慮する。</p> <p><定例会議の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ長や各運営班から情報の収集、共有 ・避難所利用者からの要望、苦情、意見の共有、対応方針の決定 ・避難所利用者のうち、とくに配慮する必要のある人に関する情報の共有、対応方針の決定 ・トイレや共有スペースの掃除など、各グループが交替で行う業務の内容や当番順の決定 ・避難所内の規則や運営方針など避難所の運営に必要な事項を協議、決定 ・市災害対策本部からの情報の共有、要請内容などの調整、決定 ・他関係機関の支援活動情報の共有 		

避難所運営委員会の業務 2	実施 時期	安定期～
運営体制の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者の数や避難所内の配置状況を把握し、避難所利用者でつくるグループや避難所運営委員会、各運営班などの運営体制を見直し、再構築する。 □ 自宅などにもどった被災者（自主防災会や地域（自治区など）の役員など）にも、引き続き避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。 □ 必要に応じて、市職員を通じて市災害対策本部に職員などの派遣を要請する。 □ 避難所利用者の数やライフラインの復旧状況、避難所となった施設の本来業務の再開状況などから、避難所の集約・閉鎖時期などについて、市職員を通じて市災害対策本部と協議する。 <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 20px; padding: 15px; margin-top: 20px;"> <p>運営委員会の構成員など「支援する側の人」も被災者であることを踏まえ、業務を一人で抱え込まずに分担する、相談し合える場を作るなど、支援者自身のセルフケアやリフレッシュにも配慮しながら避難所運営にあたりましょう。</p> </div>		